

## 平成 22 年度輸入食品監視指導計画(案)の概要

平成 22 年 1 月  
輸入食品安全対策室

【計画本文】(新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。)

## 序 文

平成 21 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 22 年度計画において取り組む施策を記述。

- 平成 21 年 10 月に実施された日中首脳会談において、「日中食品安全推進イニシアティブ」を提案し、中国側から賛意が得られ、担当省庁間で具体的な協議を実施した。  
また、11 月に開催された日中韓保健大臣会合において、三国間の食品安全分野における交流及び協力を強化するための協議の仕組みの設立を内容とした覚書に署名した。
- ポジティブリスト制度の着実な施行のため、
  - ・ 輸入時の検査項目の更なる拡充を図る。
  - ・ 輸出国に対し、生産及び製造加工段階における衛生対策の推進を要請し、必要に応じて、輸出国における残留農薬管理の確認のため、現地調査を行う。
  - ・ 残留農薬等について検査命令の対象となっている食品について、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的として、モニタリング検査を強化する。
- 器具、容器包装及びおもちゃについて、おもちゃの規制対象範囲の拡大その他規格基準の改正等を踏まえ、新たに設定された規格基準を中心に、輸入者に対して定期的な自主検査の実施を指導するとともに、モニタリング検査を拡充する。
- BSE 問題について、現地調査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証する。
- 食品への有毒・有害物質の混入事案を踏まえ、引き続き輸入者による輸出国段階における自主的な衛生管理の推進を図るとともに、輸出国における衛生対策に関する情報収集を推進し、問題発生の未然防止に努める。

## 1 目的

「重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。」

## 2 適用期間

「平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日」

### 3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

### 4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

以下、平成22年度計画案における追加事項。

- ・ モニタリング検査の強化日から1年間を経過し又は60件以上の検査を実施して同様の法違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。
- ・ 検査命令の解除にあたり、2年間にわたり違反事例がないもの、又は1年間にわたり違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものとし、不検出基準に係るものも対象とした。

### 5 輸出国における衛生対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反の未然防止を図るため、輸出国に対する(1)我が国の食品衛生規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

以下、平成22年度計画案における追記事項。

- ・ 問題発生 of 未然防止の観点から、計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。

### 6 輸入者への自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な衛生管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品衛生に関する知識の向上等の指導事項を記述。

以下、平成22年度計画案における追記事項。

- ・ 輸入届出の入力の簡素化を目的とした品目登録制度による手続きの効率化についても、関係者に対し十分な周知を行う。品目登録制度は、継続して輸入される食品等を対象に、原材料や製造方法等、又は、必要に応じて試験成績書についても確認した上で登録を行

っており、輸入届出を行わずに輸入し検査を実施した検査成績書についても、一定の要件を満たせば採用することとしている。

以下、平成 22 年度計画案における削除事項。

- ・輸入者に対し、輸入食品等の適正な期限表示などの表示内容が国内の関係法令の基準に適合するよう管理するとともに、必要に応じて輸入者の所在地を管轄する都道府県等に事前に照会等するよう指導する。

## 7 法違反が判明した場合の対応

(1) 輸入時、(2) 国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3) 再発防止のための輸入者に対する指導、(4) 法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5) 悪質事例の告発及び(6) 違反事例の公表等における本省、検疫所及び関係都道府県等の連携、実施の手順について記述。

なお、平成 22 年度計画案において、違反事例の公表に関して、輸入者の名称・所在地については 1 年間とした。

## 8 国民等への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民等に提供するため、(1) モニタリング計画等に関する情報の提供、(2) 本計画に基づく監視結果の公表、(3) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

## 9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品衛生に関する人材の養成、資質の向上、(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。